

令和8年5月21日、民事訴訟が全面的にデジタル化され、誰でも、訴えの提起や裁判書類の送達などについて、裁判所のシステムを通じて、オンラインで行うことができるようになった。できるようになったと言うと、やってもやらなくてもよいということかと思うかもしれないが、弁護士、司法書士などの法律専門家が仕事としてやる場合は、オンラインによる手続が義務付けられている。つまり、仕事として弁護士が紙の訴状を持って行って申立をしても裁判所には受け付けてもらえないということである。昭和な人間である私には、やれやれという感じである。

今を遡ること約30年前、私が、弁護士になるべく司法修習生として裁判所、検察庁、弁護士会で実務の研修をした頃、どちらかというとパソコンを使用している司法修習生は少数派で、当時主流であったワープロ専用機を使っている人が多かった。ワープロは、お世辞にも達筆といえない私にとって読める字を書いてくれる文房具として重宝していたが、検察庁での検察修習においてワープロで取調べの調書を作成したいと担当検察官に訴えても、調書は手書きで書くようにと指導され、余りにも訂正箇所が多く訂正印だらけの調書を「お花畑」と笑われてしまった思い出がある。文房具としてのワープロ使用でさえ否定され手書きで書くようにというアナログな時代であった。また、裁判所では、裁判官には一人に一台パソコンが与えられていたがインターネットに繋がっているということは全くなく（当時はインターネット環境も今に比べて貧弱で電話回線でつなぐ感じだった）、一台一台が閉じられた世界で、データの受け渡しはフロッピーディスク（若い皆さんは知っているだろうか）でやるような状況であった。この時代ではオンラインでの訴状の申立なんてまるで夢のような世界であり、この時代からみると今の時代は隔世の感がある。

私の研修時代の30年前はこのような時代であったが、我々の業界も世の中の進みと同様、徐々にデジタル化の波がやってきた。今の司法のIT化というのは、2018年に、裁判手続等のIT化検討会が出した「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」に基づき進められたらしいが、私の印象では、司法のIT化が一挙に進み始めたのは新型コロナウイルスの蔓延がきっかけだった。新型コロナが蔓延して予定されていた裁判期日が全く開かれなくなったという状況が生じ、これをきっかけに裁判手続もリモートで行われることが多くなったのである。最近では、裁判が仕事なのに裁判所に行くことはめっきり減ってしまっている。中には一度も裁判所に行かずに終了する事件もある。

最近では、AIに訴状を書かせて訴えるというような記事をインターネットで見えるようになっている。AIで作成した訴状が現時点でどの程度信頼できるものであるか私には分からないが、ただ、デジタル技術の進歩がめざましいのはこの30年間で体験している。これから先10年後、20年後、果たして我々の業界はどうなっているのだろうかを考えるが想像もつかない。もしかしたら、AI裁判官に人間が裁かれるという世界になっているのかもしれない。その時、我々人間はAIの判断を信用できるだろうか。